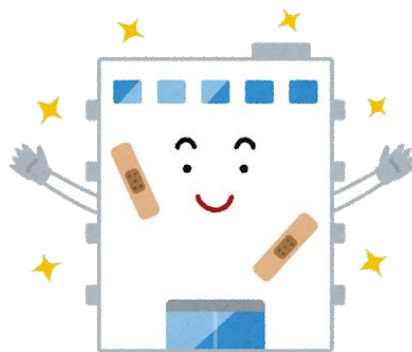


**設備の取得、買い替えで
購入設備の減価償却に係る
固定資産税を軽減します！**



中小企業者が作成する「先端設備等導入計画」※が、
市の「導入促進基本計画」に合致し、認定を受ける
ことで税制支援の対象となります。

※「先端設備等導入計画」とは・・・
中小企業等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

【先端設備等導入計画策定の主な要件】

主な要件	内容
計画期間	3年間、4年間または5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、事業用家屋、構築物、ソフトウェア（※ソフトウェアは固定資産税の特例措置対象外）
計画内容	<ul style="list-style-type: none">基本方針及び導入促進基本計画に適合するものであること先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

○ 固定資産税の特例措置を受けるにはその他要件があります。

【お問い合わせ】

小郡市役所 地域開発推進課

でんわ：0942-72-2111（内線162）

メール：kigyo@city.ogori.lg.jp